

上天草市住民健康診査業務委託仕様書

本仕様書は、上天草市住民健康診査業務（生活習慣病健診、特定健診、後期高齢者健診、がん検診等）について、企画提案書作成のために、基本的な仕様を定めたものである。

本委託業務の受託候補者として選定された者と上天草市（以下、「委託者」という。）は、協議を行い、受託候補者の企画提案内容にあわせて仕様書を変更の上、契約を締結する。

1 目的

上天草市において生活習慣病発症予防と重症化予防を目的とし、各種健康診査（生活習慣病健康診査、特定健康診査、後期高齢者医療健康診査）及びがん検診等（以下、「健診」という。）を実施することを目的とする。

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 業務名称

上天草市住民健康診査業務委託

4 業務の履行場所

上天草市保健センター、大矢野総合体育館、旧維和中学校体育館、松島総合センター「アロマ」、樋島老人福祉センター、龍ヶ岳体育館、姫戸地域振興センター、教良木河内山村広場、内野河内コミュニティセンター、登立小学校、きずなの里

※当健診会場については、令和6年度実施会場を記述しているが、令和7年度は状況に応じて変更あり。

5 健診等の実施項目

(1) 健診実施業務

ア 特定健康診査（以下、「特定健診」という。）

イ 生活習慣病健康診査（19歳から39歳まで）（以下、「生活習慣病健診」という。）

ウ 後期高齢者医療健康診査（以下、「後期高齢者健診」という。）

エ 健康増進健康診査（以下、「健康増進健診」という。）

オ 胃がん検診

カ 乳がん検診

キ 子宮頸がん検診

ク 肝炎ウイルス検診

ケ 前立腺がん検診

- コ 結核・肺がん検診（喀痰検査含む）
- サ 大腸がん検診（郵送検診含む）
- シ 腹部超音波検診
- ス 骨粗しょう症検診
- (2) 料金徴収業務

6 実施時期、概算人数等

- (1) 実施時期
令和7年6月1日から12月31日の間に実施すること。
日程は委託者と協議の上決定する。
- (2) 実施回数
年間32回以内（土日を含む）とし、申込状況により回数の増減が見込まれる場合は、別途協議の上、委託者の指示によるものとする。
- (3) 概算人数
 - ア 基本健康診査
 - ①特定健診 1,745人/年
 - ②生活習慣病健診 113人/年
 - ③後期高齢者健診 826人/年
 - ④健康増進健診 13人/年
 - イ 胃がん検診 1,107人/年
 - ウ 腹部超音波検診 3,143人/年
 - エ 乳がん検診 2,074人/年
 - オ 子宮頸がん検診 1,641人/年
 - カ 骨粗しょう症検診 795人/年
 - キ 前立腺がん検診 700人/年
 - ク 肝炎ウイルス検診 273人/年
 - ケ 大腸がん検診 2,550人/年（うち郵送による大腸がん検診260人/年）
 - コ 結核・肺がん検診 3,524人/年
 - サ 喀痰検査 14人/年

7 健診項目及び対象者

各健診の項目および測定内容、対象者については、別表1を参照すること。

8 健診の料金及び個人負担

- (1) 健診料金
 - ア 健診料金の単価等については見積りを提出すること。
 - イ 単価設定にあたっては、別表2（令和6年度健診料金表）を参考に見積りを提出すること。
- (2) 個人負担金

ア 個人負担金については、受託者が徴収し、受託者の収入とすること。なお、徴収金額に相違があった場合は、受託者の責任において適切に処理すること。

イ 個人負担金については、各検査の単価の3割を目安とする。

ウ 後期高齢者健診は、別表3（令和6年度後期高齢者医療健康診査料内訳書）のとおりとし、個人負担金は800円とする。

エ 生活保護世帯の健康増進健診にかかる個人負担金はなしとする。

オ 松島町星平地区については、天草広域連合との取決めに基づき、以下の項目について個人負担金を無料とする。なお、当該受診者の個人負担金の請求については、受託者が天草広域連合に行うものとする。ただし、同一の受診者が同一の健診を2回以上受診した場合、2回目以降の健診料金については、全額個人負担とする。

- ① 生活習慣病健診（19歳～39歳）
- ② 特定健診（40歳～74歳の国保加入者）
- ③ 後期高齢者健診（後期高齢者医療保険加入者）
- ④ 腹部超音波検診（30歳以上の者）
- ⑤ 大腸がん検診（30歳以上の者）
- ⑥ 結核・肺がん検診（30歳以上の者）

カ 40歳、45歳、50歳及び55歳の特定健診にかかる個人負担金はなしとする。

キ 41歳、46歳、51歳、56歳、61歳、66歳及び71歳の肝炎ウイルス検査にかかる個人負担金はなしとする。

ク 21歳の子宮頸がん検診にかかる個人負担はなしとする。

ケ 40歳の乳がん検診（マンモグラフィ）にかかる個人負担金はなしとする。

コ 40歳から49歳の国民健康保険被保険者のうち、特定健診、腹部超音波検査及び大腸がん検診の3項目を同時に受診する場合は、腹部超音波検査及び大腸がん検診にかかる個人負担金はなしとする。

9 業務内容

（1）実施全般について

健診実施にあたっては、下記の項目について厳守すること

ア 受診者のプライバシーに十分配慮して実施すること。

イ 表示や案内係を配置することで、受診者の移動の順序を明確にし、受診の流れを理解しやすく、受診者が快適に受診できるようにすること。

ウ 受診者の待ち時間を少なくするよう努力すること。やむを得ず、待ち時間が生じる場合は、受診者が不快に感じないよう環境に配慮すること。

エ 受診者からの苦情及び事故の防止に努めること。苦情および事故が発生

した場合は、誠意をもって対応し、速やかに委託者に報告するとともに
内容や経緯、再発防止策を記載した報告書を提出すること。

オ 採血後の痛みや腫れ、胃バリウムの誤嚥ケースなどのトラブルについて
は、健診終了後に、受診者からの問い合わせがあることを想定し、受託者
は対応（相談や説明等）できる体制を整えること。

カ 不測の事態が発生した場合には、委託者と協議し対応を決定すること。

キ 労働基準法等各種法令を遵守すること。

(2) 実施前の業務

委託者より対象者名簿を送付し、受託者は下記の準備を行うこと。

なお、問診票の書式は、可能な限りまとめること。

ア 健診セット準備（問診票・便・尿キット）

イ 上記セットを委託者へ搬入。 ※送付は委託者で実施する。

(3) 実施体制

ア 健診当日の実施体制は、以下の業務でスタッフを配置すること。

① 健診の説明・誘導・最終確認・送迎担当（必要な会場のみ）

② 会計（個人負担金受領・領収書発行等）

③ 問診、各種検査項目に応じたスタッフ配置

④ 健診場所には責任者を配置し、受診者の安全管理の徹底、混雑や緊急
時に対応できる体制を確保すること。

(4) 当日業務

ア 本人確認書類の提示を受け、健診受診条件に該当しているか確認の上、
個人負担金を徴収し、領収書を発行すること。

なお、無料クーポン券（委託者から発行）をお持ちの受診者は、本人確
認のうえ、該当健診の一部自己負担をなしとする。

イ 特定健診については、厚生労働省第157号「特定健康診査及び特定保
健指導の実施に関する基準」に基づき実施する。生活習慣病健診、後期高
齢者健診及び健康増進健診の対象者や健診項目については、別表1のと
おりとする。

ウ 各種がん検診について

① 検査項目については、別表1のとおりとする。

② 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」等に基づき
実施すること。

③ がんの治療中や経過観察中等のがん検診対象者が問診の段階で申告し
た場合、検診を中止すること。その際には、本人が対象であることをわ
かりやすく説明し、理解及び納得してもらうよう対応すること。

エ 大腸がん検診

本人確認のうえ、検体の受け取りを行う。検体1本のみ提出の場合は、
2本目の提出日等を案内する。

オ 肝炎ウイルス検診

検査項目については、別表 1 のとおりとする。

(5) 実施後の業務

ア 検体の回収

大腸がん検診及び結核肺がん検診（喀痰検査）については、回収日程に基づき、各庁舎窓口（大矢野庁舎、松島庁舎保健センター、姫戸統括支所、龍ヶ岳統括支所）で回収を行う。検体の保管に必要な保冷库等の備品は、受託者が事前に準備し、配布しておくこと。

イ 健診結果

- ① 受診者へ通知する健診結果は、各健康診査及び各がん検診等の結果を 1 枚の書式にまとめる等、受診者にとって理解しやすい様式とする。
- ② 結果通知は、紹介状等一式を封筒に入れ、封緘せずに委託者へ搬入する。※送付は委託者で実施する。

ウ 結果送付

健診終了後できるだけ早い時期（1 か月以内を目途）に結果を委託者へ電子データ（国保連合会提出データ）及び紙データにより送付する。個人宛ての結果通知書を作成し、委託者へ搬入すること。なお、後期高齢者健診分は、熊本県国民健康保険団体連合会へ提出すること。

エ 統計

必要な集計を委託者へ提出すること。

オ 事後フォロー

精密検査対象者・治療対象者へ紹介状を発行し、その後の受診結果を把握する。受託者は健診受診から 6 か月後に、未受診者リストを作成し、電子データ及び紙データにより委託者に提出すること。その結果を受け、市は未受診者に受診勧奨を実施する。受託者は、最終の受診状況を、健診受診から 1 年後に委託者へ報告すること。

1 0 記録の保存

- (1) 問診記録・健診結果、各種がんエックス線画像、標本（子宮頸がん）は、健診実施年度の翌年度から 5 年間保存し、その後適切な方法で破棄すること。
- (2) 保存期間中に委託者より依頼があった場合には、記録を提出できるように管理すること。

1 1 負担の範囲（委託料に含むもの）

- (1) 業務に必要な消耗品、印刷費、交通費、その他の費用は、特別な記載がある場合を除き受託者の負担とする。
- (2) 業務（問診・身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図検査・眼

底検査・がん検診等）に必要な資機材、器具は受託者が準備し負担すること。

- (3) 記録（紙媒体及び電子媒体）の提出に係る費用は受託者の負担とする。
- (4) 料金徴収にかかる費用（領収書発行）は受託者の負担とする。
- (5) (1) から (4) までの負担については、見積単価に含めること。

1 2 再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得たときは、この限りでない。
なお、企画提案時において、再委託を予定している場合は、企画提案書（業務の実施体制等）に明記すること。
- (2) 受託者は、再委託の承認を得た場合においても、再委託した業務について関与するなど適切に業務を把握すること。

1 3 委託料の請求・支払い

- (1) 委託料は、健診の契約単価（消費税込み、円未満切り捨て）にそれぞれの出来高（受診件数）を乗じた額を請求すること。なお、関係法令の改正等で委託料の変更が必要な場合は、協議するものとする。
 - ア 特定健診については契約金額（請求額）を、毎月業務完了分を翌月 5 日を基本として、市が委託する熊本県国民健康保険団体連合会を通じて請求すること。
 - イ 後期高齢者健診の請求については、業務完了分を原則翌月 5 日までに、市が委託する熊本県国民健康保険団体連合会を通じて請求すること。
- (2) 委託者は請求書を受領してから、その内容を点検し、適当と認めた時は、30 日以内に受託者に当該金額を支払うものとする。

1 4 業務従事者の教育・研修等と個人情報保護

- (1) 受託者は、業務の遂行に必要な教育・研修を業務従事者に行うなど、市民サービスの向上に努めること。
- (2) 受託者は、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、個人情報の保護に関する法律、上天草市個人情報の保護に関する法律施行条例等契約期間のもとより契約期間終了後も本業務にて知り得た個人情報を他人に洩らしてはならない。

1 5 損害賠償等の責任

- (1) 受託者が業務の実施中及びその業務により生じた損害については、委託者に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理にあたるものとする。
- (2) (1) の場合において、受託者に故意又は重過失のない限り、その負担と

責任について委託者と受託者と協議するものとする。

1 6 疑義等の解決

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者双方による協議の上、決定する。
- (2) 契約期間中に変更が生じる場合は、受託者と委託者の双方により事前に協議を行うものとする。

別表 1 (健診等内容表)

検査項目	対象者	検査内容
特定健診、 生活習慣病健診	【特定健診】 40歳～74歳の上天草市国民健康保険被保険者 【生活習慣病健診】 19歳～39歳の者	①既往歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③体格(身長、体重、腹囲、標準体重、BMI)の測定 ④血圧の測定 ⑤肝機能検査 (AST (GOT), ALT (GPT) , γ-GTP) ⑥血中脂質検査 (空腹時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール (Non-HDLコレステロール) 注1) ⑦血糖検査 (空腹時血糖、HbA1c) ⑧腎機能検査 (血清クレアチニン、eGFRによる腎機能の評価、尿酸) ⑨尿検査(尿中の糖、蛋白、潜血の有無) ⑩貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数) ⑪心電図検査 (12誘導心電図) ⑫眼底検査 ※必要者のみ 注1) 空腹時中性脂肪若しくは随時中性脂肪が400mg/dl以上又は食後採血の場合、LDLコレステロールに代えて、Non-HDL (総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの) コレステロールでの測定でも可。
後期高齢者健診	後期高齢者医療保険被保険者又は後期高齢者被保険者 (75歳以上及び65歳以上で認定された者)	①既往歴の調査 ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査 ③体格(身長、体重、腹囲、標準体重、BMI)の測定 ④血圧の測定 ⑤肝機能検査 (AST (GOT), ALT (GPT) , γ-GTP) ⑥血中脂質検査 (中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール) ⑦血糖検査 (空腹時血糖、HbA1c) ⑧腎機能検査 (血清クレアチニン、eGFRによる腎機能の評価、尿酸) ⑨尿検査(尿中の糖、蛋白、潜血の有無) ⑩貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数) ⑪心電図検査 (12誘導心電図) ※必要者のみ ⑫眼底検査 ※必要者のみ

健（検）診名	対象者	検査項目
健康増進健診	40歳以上の 生活保護受給者	40歳から74歳までの者は 上記の特定健康診査の内容に 準ずる。
	75歳以上の 生活保護受給者	75歳以上の者は後期高齢者 医療健康診査の内容に準ずる。
胃がん検診	30歳以上の者	問診、胃部エックス線検査
腹部超音波検診	30歳以上の者	問診、上腹部超音波検査（肝臓、 胆のう、すい臓、腎臓、脾臓）
乳がん（超音波）検診	30歳～39歳及び40歳以上で奇数年齢の 女性	問診、乳房超音波検査
乳がん（マンモグラフィ）検診	40歳以上で偶数年齢 の女性	問診、乳房エックス線検査（マ ンモグラフィ）
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	問診、内診、視診、子宮頸部の 細胞診検査
骨粗しょう症検診	30歳以上の者	問診、踵骨密度検査
前立腺がん検診	50歳以上の男性	問診、血液検査（PSA）
肝炎ウイルス検診	40歳以上で過去に当 該肝炎ウイルス検診受 診歴無しの方	問診、HBs抗原検査及びC型肝炎 ウイルス検査（HCV抗体検査、H CV核酸増幅検査（必要者のみ）
大腸がん検診	30歳以上の者	問診、免疫便潜血反応（2日法）
大腸がん検診（郵送）	30歳以上の者	問診、郵送による免疫便潜血検 査（2日法）
結核・肺がん検診	30歳以上の者	問診、胸部エックス線検査
喀痰検査	30歳以上で喫煙指数 （1日のタバコの本数 ×喫煙年数）が600 以上の者	喀痰細胞診検査
国保40代セット健診	国民健康保険被保険者 で40歳から49歳の うち特定健康診査、腹 部超音波検査及び大腸 がん検診を受診する者	特定健康診査、腹部超音波検査 及び大腸がん検診 ※検査内容は上記に準じる。

別表 2（令和 6 年度健診料金表）

健（検）診名	健診単価	個人負担	検査料金
特定健診	12,021円	1,000円	11,021円
40・45・50・55歳の節目年齢		なし	12,021円
後期高齢者健診	10,591円	800円	9,791円
生活習慣病健診	9,590円	1,000円	8,590円
健康増進健診（40歳～74歳）	9,590円	なし	9,590円
健康増進健診（75歳以上）	8,391円	なし	8,391円
胃がん検診	5,700円	1,600円	4,100円
腹部超音波検診	3,940円	1,200円	2,740円
腹部超音波検診【国保40代セット健診】	3,940円	なし	3,940円
乳がん（超音波）検診	3,500円	1,000円	2,500円
乳がん（マンモグラフィ）検診	5,700円	1,600円	4,100円
40歳の女性		なし	5,700円
子宮頸がん検診	5,370円	1,600円	3,770円
21歳の女性		なし	5,370円
骨粗しょう症検診	2,037円	2,000円	37円
40・45・50・55・60・65・70歳の女性		600円	1,437円
前立腺がん検診	1,800円	500円	1,300円
肝炎ウイルス検診	2,541円	800円	1,741円
41・46・51・56・61・66・71歳の節目年齢		なし	2,541円
大腸がん検診	1,800円	500円	1,300円
大腸がん検診【国保40代セット健診】	1,800円	なし	1,800円
大腸がん検診（郵送）	2,000円	600円	1,400円
結核・肺がん検診	2,200円	500円	1,700円
喀痰検査	3,200円	1,000円	2,200円

【個人負担について】

- ※ 特定健診受診者のうち、40歳・45歳・50歳・55歳はなしとする。
- ※ 生活保護受給者の健康増進健康診査はなしとする。
- ※ 乳がん（マンモグラフィ）検診受診者のうち40歳はなしとする。
- ※ 子宮頸がん検診受診者のうち21歳はなしとする。
- ※ 骨粗鬆症検診受診者のうち、40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の女性は600円とする。
- ※ 肝炎ウイルス検査受診者のうち、41歳・46歳・51歳・56歳・61歳・66歳・71歳はなしとする。
- ※ 国保40代セット健診における腹部超音波検査及び大腸がんはなしとする。

別表 3（後期高齢者医療健康診査料内訳書）

区分		1人当り 委託料単価 (消費税含む)	支払条件
基本的な健診の項目	診察等	8, 0 4 1 円	健診実施後に一括
	血液検査		
	尿検査		
追加健診項目	ヘモグロビンA 1 c	1 1 9 円	
	血清クレアチニン		
	血清尿酸		
	尿潜血		
	貧血検査	2 3 1 円	
詳細な健診項目	心電図検査	1, 4 3 0 円	
	眼底検査	7 7 0 円	
※上記委託料には、結果通知費用、電子化手数料を含む。			

別紙

個人情報取扱特記事項

1 基本的事項

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約書による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

受託者は、この契約書による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約書が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 受託者は、この契約書による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 受託者は、この契約書による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受託者は、この契約書による業務に関して知り得た個人情報を契約書の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

受託者は、この契約書による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

受託者は、この契約書による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、受託者が、健診等に関する「運営についての重要事項に関する規定の概要」において検査等の実施を委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りでない。

7 資料等の返還等

受託者は、この契約書による業務を処理するために委託者から引き渡され、

又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への周知

受託者は、この契約書による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約書による業務の執行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

受託者は、この契約書に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。